

令和5年度

さく ひん ぼ しゅう

# 作品募集

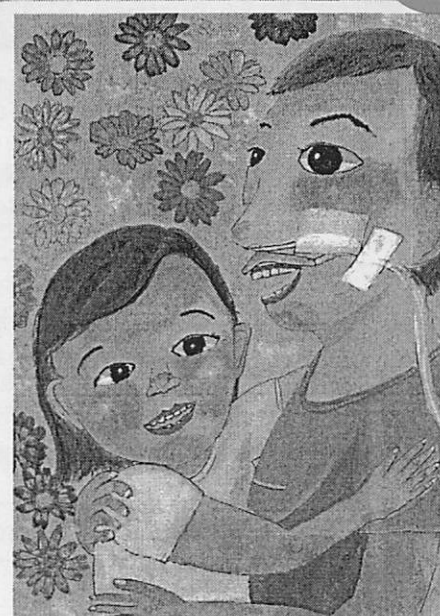
まい とし がつ か か しょうがい しゅうかん

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です。

たいけん さくぶん

## 体験作文

ポスター



令和4年度「障害者週間のポスター」  
小学生区分 最優秀賞(内閣総理大臣表彰)  
沖縄県 名護市立名護小学校 6年(当時)  
喜納 雅さんの作品「その笑顔をいつまでも」

「障害者週間」は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な取組が全国各地で実施されます。

内閣府では、「障害者週間」の取組の一つとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集しています。

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることのできる「共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する身近な体験や自分の思いを作文や絵にして応募してみませんか。

詳しい応募方法については、お住まいの都道府県・指定都市の担当窓口(裏面)にお問い合わせください。

### 心の輪を広げる体験作文

募集テーマ **出会い、ふれあい、心の輪**  
—障害のある人となない人との  
心のふれあい体験を広げよう—

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格 **小学生以上** ※小学生以上であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法 ①応募は「小学生区分」、「中学生区分」、「高校生区分」及び「一般区分」のいずれかとし、未発表の作品1編に限りです。

②作文の内容は、障害のある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとします。

※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用等を行わないでください。

③作文は、原則として400字詰原稿用紙(B4判またはA4判横向き・縦書き)を使用し、「小学生区分」及び「中学生区分」については2~4枚程度、「高校生区分」及び「一般区分」については4~6枚程度とします。

④パソコン等の電子機器による作成も可とします。  
※用紙は③に準ずるものとします。

⑤第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。

⑥応募作品には、題名(作品のタイトル)、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、職業又は学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

### 障害者週間のポスター

募集テーマ **障害の有無にかかわらず**  
**誰もが能力を発揮して安全に安心して**  
**生活できる社会の実現**

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格 **小学生及び中学生** ※小学生及び中学生であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法 ①応募は「小学生区分」及び「中学生区分」のいずれかとし、未発表の作品1点に限りです。

②ポスターの内容は、障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人となない人の相互理解・交流等を表現したものとします。

※作品中に標語やそれに類する文字は入れないでください。

※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用等を行わないでください。

③ポスターの規格は、画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付してください。なお、内閣府が「障害者週間の広報用ポスター」を作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置(縦長)のみとします。彩色画材は、自由です。

④第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。

⑤応募作品には、題名(作品のタイトル)、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

その他 最優秀賞に選定した作品1点は、内閣府が作成する「障害者週間」の広報用ポスターの原画として使用する予定です。

● 募集期間 令和5年7月3日(月)~9月1日(金)

岐阜県  
健康福祉部障害福祉課

TEL 058-272-8309 FAX 058-278-2643  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

内閣府  
Cabinet Office

# 御応募・お問合せは、各都道府県・指定都市担当窓口までお願いいたします。

## 表彰

- ①応募された作品は、都道府県又は指定都市から内閣府に推薦され、「作文」については、区分ごとに最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編程度を選定し、「ポスター」については、区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点程度を選定します。
- ②最優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣からの賞状及び表彰楯を、優秀賞受賞者に対しては内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰楯を、佳作受賞者に対しては内閣府政策統括官(政策調整担当)からの表彰楯を贈ります。
- ③より多くの方に受賞の機会を設けるため、「作文」及び「ポスター」のいずれにおいても、過去を通して入賞は一度限りとします。(応募を妨げるものではありません。)

## 入賞作品の活用等

- ①入賞作品は、作品集や内閣府ホームページ、障害者白書等に掲載し、全国的な啓発広報に活用します。
- ②内閣府に推薦のあった作品の著作権は、内閣府に帰属します。
- ③個人情報連絡等のみに使用しますが、内閣府に推薦のあった作品の応募者の氏名、学校名、学年又は年齢等については、広報や作品集等に使用・掲載することがあります。

## 主催

内閣府並びに都道府県及び指定都市(後援:文部科学省及び厚生労働省)

## 問合せ先

各都道府県・指定都市の担当窓口(以下一覧)又は、令和5年度「障害者週間」関係事業事務局  
 〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島6-2-3 チサン第7新大阪ビル926 ACE(エース)株式会社内  
 電話:06-6885-7227 FAX:06-6885-7272 Email: s-syukan@ace10.jp

## 令和5年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 都道府県・指定都市担当窓口一覧

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
北海道	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	011-204-5277
青森県	健康福祉部障害福祉課 障害企画・精神保健グループ	017-734-9307
岩手県	保健福祉部障がい保健福祉課	019-629-5448
宮城県	保健福祉部障害福祉課企画推進班	022-211-2538
秋田県	健康福祉部障害福祉課	018-860-1331
山形県	健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍・賃金向上推進室	023-630-2293
福島県	保健福祉部障がい福祉課	024-521-7170
茨城県	福祉部障害福祉課	029-301-3357
栃木県	保健福祉部障害福祉課	028-623-3490
群馬県	健康福祉部障害政策課	027-226-2634
埼玉県	福祉部障害者福祉推進課	048-830-3310
千葉県	健康福祉部障害者福祉推進課共生社会推進室	043-223-2338
東京都	福祉局障害者施策推進部企画課	03-5320-4143
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	045-210-4709
新潟県	福祉保健部障害福祉課	025-280-5211
富山県	厚生部障害福祉課	076-444-3211
石川県	健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1426
福井県	健康福祉部障がい福祉課	0776-20-0338
山梨県	福祉保健部障害福祉課	055-223-1460
長野県	健康福祉部障がい者支援課	026-235-7103
岐阜県	健康福祉部障害福祉課 社会参加推進係	058-272-8309
静岡県	健康福祉部障害者政策課	054-221-2352
愛知県	福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ	052-954-6294
三重県	子ども・福祉部障がい福祉課社会参加班	059-224-2274
滋賀県	健康医療福祉部障害福祉課	077-528-3548
京都府	健康福祉部障害者支援課 スポーツ・文化芸術等社会活動推進係	075-414-4603
大阪府	福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課	06-6944-6673
兵庫県	福祉部障害福祉課障害政策班	078-362-9104
奈良県	福祉医療部障害福祉課	0742-27-8922
和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課	073-441-2530
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	0857-26-7679
島根県	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6009
岡山県	子ども・福祉部 障害福祉課	086-226-7343
広島県	健康福祉局障害者支援課	082-513-3157

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
山口県	健康福祉部障害者支援課 社会参加推進班	083-933-2765
徳島県	保健福祉部障がい福祉課 社会参加・啓発担当	088-621-2238
香川県	健康福祉部障害福祉課	087-832-3291
愛媛県	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	089-912-2423
高知県	子ども・福祉政策部障害福祉課	088-823-9633
福岡県	福祉労働部障がい福祉課	092-643-3264
佐賀県	健康福祉部障害福祉課 企画担当	0952-25-7143
長崎県	福祉保健部障害福祉課	095-895-2451
熊本県	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	096-333-2235
大分県	福祉保健部障害者社会参加推進室	097-506-2725
宮崎県	福祉保健部障がい福祉課	0985-32-4468
鹿児島県	くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室地域生活支援係	099-286-2746
沖縄県	子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190
札幌市	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業管理係	011-211-2936
仙台市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	022-214-8151
さいたま市	福祉局障害福祉部障害政策課ノーマライゼーション推進係	048-829-1306
千葉市	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	043-245-5175
横浜市	健康福祉局障害福祉部保健部障害施策推進課	045-671-3598
川崎市	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	044-200-2928
相模原市	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課	042-707-7055
新潟市	福祉部障がい福祉課	025-226-1248
静岡市	保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課	054-221-1197
浜松市	健康福祉部障害保健福祉課	053-457-2864
名古屋市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	052-972-2585
京都市	保健福祉局障害保健福祉推進室	075-222-4161
大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-7992
堺市	健康福祉局障害福祉部障害施策推進課	072-228-7818
神戸市	福祉局障害福祉課	078-322-6579
岡山市	保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課	086-803-1236
広島市	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	082-504-2147
北九州市	保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課	093-582-2453
福岡市	福祉局障がい者部障がい者支援課	092-711-4985
熊本市	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課	096-361-2519

第75回  
令和5年度  
作品の募集

# 明るい選挙 啓発ポスター コンクール

## せんきよ

### 調べよう

選挙の歴史やルール、  
投票について図書館で調べたり、  
身近な大人に意見を  
聞いてみよう！

### 考えよう

自分が大人になったとき、  
どんな社会になってほしいか、  
考えてみよう！

### 応募しよう

「明るい選挙」を呼びかける  
ポスターを作って  
応募しよう！

選挙のめいすいくん

募集  
期間 令和5年  
5月8日(月)～9月8日(金)

パンフレットの  
ダウンロードと  
過去の入賞作品は  
こちらから▶▶▶



※締切日は市区町村によって異なる場合がありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。

### 選挙ってなに？



今日のデザートはなにが食べたいな！



ほく、ぜったいバナナ！



うーん…どうしようかな？



そうしよう！！

決まらないなら、多数決にしましょうか？

みんなの意見を聞いて何がを決めることって学校や家庭ではよくあるよね、みんなが大人に  
なって参加する「選挙」も同じこと。  
「選挙」は、いま住んでいるまちをよりよくしてくれる人＝みんなの代表者を選ぶんだ。

### 明るい選挙って なに？



- 「選挙」では、本当にみんなの代表にふさわしいか、よく見て自分で判断し、  
すずんで投票することがとても大切なことです。
- お金やプレゼントをもらったから、その人に投票したとしても、  
「自分」の意思を伝えたことにはなりません。
- みんなが政治に関心を持って、すずんで投票に参加し、  
ルールに違反することなく選挙が行われることを「明るい選挙」といいます。

明るい選挙は、明るい未来をつくる基本となるものです。

### ポスター作成の ポイント

ポスターは自分の考えたことや情報を伝えるための表現です。  
自分が表現したいイメージが豊かに伝わるように、ポスターを見る人の気持ちになって  
絵や文字の工夫をすることが大切です。 文部科学省初等中等教育局 教科調査官 平田 朝一

### 小学校 (低学年～ 中学年)

伝えること、自分の気持ちを表現することをはっきりと分けるのではなく、  
選挙に対する思いや願いのイメージを身近なことや日常の経験などから  
素直に表現することが大切です。



小学校2年生 埼玉県 夢々岡 大智さん

赤や黄色、青色といった様々な色で塗られた果物に、たくさんの  
人が集って選挙に向かっているようです。このように、日常の経験  
や夢などをとくに描くことで、みんなが心躍るような楽しい気持ち  
で選挙に向かしてほしいという作者の気持ちが伝わってきます。

### ヒント 1

日常の経験や夢などをとくに描く



小学校3年生 京都府 佐藤 相葉さん

画面の真ん中の大きな虹には、様々な職業の方や年齢の方が描か  
れ、みんな笑顔で「にじの投票箱」に投票用紙を持って向かっ  
ています。このように、選挙の投票の場面から考えて描くことで、投票す  
る一票が明るい未来につながってほしい気持ちが伝わってきます。

### ヒント 2

投票の場面から考えて描く

## 令和5年度明るい選挙啓発ポスター 作品募集(第75回)要項

**① 原稿** 私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。

- ② 応募規定**
- ① 内容  
明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。
  - ② 応募資格  
小学校児童、中学校・高等学校の生徒
  - ③ 募集期間  
令和5年5月8日(月)から令和5年9月8日(金)まで
  - ④ 締切日と提出先  
令和5年9月8日(金)までにあなたの住んでいる市区町村または通学している学校のある市区町村の選挙管理委員会に提出してください。  
※市区町村によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。
  - ⑤ 画材  
描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません)
  - ⑥ 大きさの基準  
画用紙の四つ切(542mm×382mm)、八つ切(382mm×271mm)もしくはそれに準じる大きさ
  - ⑦ 応募上のご注意  
(1) 他者の著作物(インターネット等にある写真やイラスト等)を模倣した作品は、応募できません。オリジナル作品に限りです。  
(2) 作品のうら右下に、都道府県名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を必ず記入してください。  
(3) 応募作品は、原則として返却しません。  
(4) 入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。  
(5) 入賞者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。

- ⑧ 審査**
- ① 第1次審査  
各市区町村選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。
  - ② 第2次審査(地方審査)  
各都道府県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、所定の点数を選んだうえで、第3次審査(中央審査)へ提出します。
  - ③ 第3次審査(中央審査)  
第2次審査で選ばれた作品について、下記審査員により入賞作品を決定します。  
文部科学省・総務省・公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員

- ⑨ 賞**
- ① 小・中・高別に次の賞を贈ります。  
(1) 文部科学大臣・総務大臣(連名)の賞状と公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)からの副賞  
●小学校：各学年1名 ●中学校：各学年2名 ●高等学校：各学年2名  
(2) 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)の賞状と副賞  
●小学校・中学校・高等学校：各学年若干名
  - ② 第3次審査(中央審査)に提出された方全員に、公益財団法人明るい選挙推進協会会長から記念品を贈ります。

**⑩ 発表** 11月初旬の予定

主催：公益財団法人明るい選挙推進協会 都道府県選挙管理委員会連合会 都道府県選挙管理委員会 市区町村選挙管理委員会  
後援：文部科学省 総務省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会

公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082

東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町 7階

電話 03-6380-9891

お問い合わせ・ポスターの提出先は  
市区町村の選挙管理委員会に  
お願いします。



### 小学校 (高学年)

「人に伝える」ということを身近な経験や社会に目を向けて  
自分なりに考えたり、想像を広げたりしたことなどから  
「明るい選挙」のイメージをふくらませて表現することが大切です。



小学校5年生 山梨県 高橋 杏奈 さん  
背景は無彩色で描かれ、画面の中心にある投票箱からは虹が出ていて、その周りの建物は様々な色で塗られています。このように、文字と絵を関連付けて描くことは、見る人に伝えたい内容を印象的に伝えることにつながります。

**ヒント 3** 文字と絵を関連付けて描く

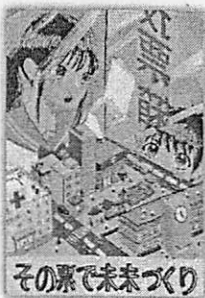


画面を7つに分けて、学生やお年寄りの方、消防士やサラリーマンの方など、様々な年齢や職業の人たちが描かれ、背景からも様々な暮らしが伝わってきます。このように自分の見たことや知ったことなどから想像を広げて描くことで、選挙についてしっかりと考えることの大切さが伝わってきます。

**ヒント 4** 身近な経験から想像を広げて描く

### 中学校 高等学校

自分が伝えたいことを見る人の立場に立って、  
何をどのように伝えるのかを考えて、絵や文字を工夫して描くことが大切です。



投票箱を外からのぞく2人、その中では、投票された投票用紙が小さく分かれ、学校や公園、病院などといった未来の街へと変わっていきます。このように、未来に向けて想像を広げて描くことは、見る人に明るい未来を想像させることにつながります。

**ヒント 5** 未来に向けて想像して描く



少女の頭のところは未来の病院や遊園地、風力発電などが描かれ、また、中心にある投票箱となったビルは描かれている途中です。このように、独創的な視点で考えて描くことで、見る人に強い印象を与えたり、考えさせたりすることにつながります。

**ヒント 6** 独創的な視点で考えて描く

## 令和5年度火災予防に関するポスター募集要綱

### 1 募集目的

秋季全国火災予防運動に向け、岐阜市内の少年消防クラブ員及び学校の児童から火災予防に関するポスターを募集することにより、火災予防思想の普及・高揚を図ることを目的とします。

### 2 共 催

岐阜市少年消防クラブ運営協議会、一般財団法人 日本防火・防災協会、岐阜市消防本部

### 3 後 援

岐阜県、岐阜市教育委員会、岐阜県少年消防クラブ運営指導協議会、岐阜市子ども会育成連合会、岐阜市消防協会、岐阜市危険物安全協会、岐阜市防火協会、岐阜市女性防火クラブ運営協議会

### 4 応募資格

岐阜市内の学校へ通学する児童

### 5 作品の規格

- (1) 「火の用心」「火災予防」その他防火に関係のある語句を入れたものとします。
- (2) 応募作品には、①裏面に「所属名・学年・氏名」を必ず記入、②名札(別紙1)を作品の下部中央に貼付してください。
- (3) 県のポスター募集要綱に基づき、応募作品(四ツ切画用紙)は、原則縦向きとします。(縦向き以外の作品は入賞対象外となります。)

#### 【名札の区分】

- ア 「少年消防クラブ」：少年消防クラブ員である児童
- イ 「学校」：学校から出品する児童(少年消防クラブ員以外の児童)

#### (4) 無効となる作品

- ア 四ツ切画用紙以外の作品
- イ 合作による作品
- ウ 作者の名前が無いもの
- エ パソコン画面をプリントアウトした「画」又は紙その他のものを貼り付けた作品
- オ アニメキャラクター等、著作権を侵害する恐れがあるもの

### 6 応募方法

- (1) 各少年消防クラブ又は学校ごと一括して岐阜市消防本部予防課まで送付してください。最寄りの消防署・分署でも受付します。
- (2) 「火災予防に関するポスター応募点数集計表」(別紙1-2)に応募点数を記入し、作品とともに提出してください。
- (3) 応募できる作品数は1人1点とします。

※同一児童による「少年消防クラブ」からの出品と「学校」からの出品は、で


### 3. 応募作品規格


#### (1) 応募作品

- ①本人の作品であり他のコンクール等に応募していないもので、かつ模作でないものに限りませう。
- ②交通法規や規則に反しないものとしませう。

#### 例

ア. 車は左側、歩行者は右側通行とするなど、交通ルールに合ったものとする。

イ. 信号機の色は、歩道の側から  と正しく配列し、

歩行者・自転車専用については、 と正しく配列する。

ウ. 単に手をあげているだけでは、交通安全上問題があるので、まず「右左をみて」など安全確認を優先させる。

エ. 車の運転者および同乗者は、シートベルトを正しく着用している。

オ. 6才未満の乳幼児については、チャイルドシートを正しく使用している。



シートベルト・チャイルドシートは記入もれが多いのでご注意ください。

カ. 自転車に乗っている場合は、ヘルメットを正しく着用している。



ヘルメットについては、あごひもの記入もれが多いのでご注意ください。

- ③応募作品は固有の名称が記入されていないものとしませう。

#### 例

車 両 → メーカー名(メーカーが特定されるマークを含む)、車名、ナンバープレート、営業車番号等。

その他 → 人物の衣服・持ち物のメーカー名、商標等。  
風景の中の商店・ビルの名前の看板、校章等。  
固有の名称(商品名等)。



ヘルメットや帽子への校章記入が多く見受けられますのでご注意ください。

- ④応募作品の標語および言葉の使用については、特に制約をもうけません。  
 また、標語を使用する場合には、既製・創作のもの等を問いません。  
 ただし固有の名称（商品名等）は使用しないでください。



交通法規に反しているものや、標語および言葉の誤字、標識の書き間違いが見受けられますのでご注意ください。

(2) 作品の規格・材質

- ①規 格 四つ切サイズ（約54cm×約39cm）  
 ②画 材 描画材料は特に制限をもうけません。


(3) 学年・氏名の記入方法

作品の裏面へ学年・氏名を記入してください。

(4) 名札のはりつけ・記入方法

所定の名札に学校名、学年、氏名、フリガナを下記<例>のとおり明記し、  
 応募作品の左下にはりつけてください。

<例>

( 作 品 )	
県 名	岐 阜 県
JA 名	J A ● ● ●
フリガナ	○○○○ ○○○○
学校名	○○ 市町村立 ○○○ 学校
学 年	○年
フリガナ	キョウサイ タロウ
氏 名	共 済 太 郎
	

●縦書作品の場合

(作品)

名札

●横書作品の場合

(作品)

名札



名前の記述誤りや、作品と名札の不一致が多く見受けられます。  
 十分確認の上、作品にはりつけてください。

## 岐阜県緑化運動ポスターコンクール募集要領

## 第1章 総則

## 第1 趣旨

緑化運動の一環として、広く県民の緑化についての普及啓発を図るため、緑化に関するポスターを募集する。

## 第2 主催者等

- 1 主催 岐阜県
- 2 後援 岐阜県教育委員会  
公益社団法人岐阜県緑化推進委員会

## 第2章 緑化ポスターコンクール

## 第1 募集するポスターの内容及び規格等

- 1 図柄は自由とするが、植樹、森林・樹木の保護・保育、環境緑化についての意欲の高揚を強調したもの及びぎふ木育を進め、広めるものとする。  
(※ぎふ木育とは、「森で遊ぶ」、「森を知る」、「木のおもちゃで遊ぶ」、「木工工作する」など森や木に関わる全ての取り組みを対象とする。)
- 2 画材は、クレヨン、パステル、アクリル及び水彩用絵の具（貼り絵を含む）とし、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等は用いないこと。  
なお、貼り絵の場合には、確認用の原画カラー写真（サイズは原画の2分の1以上）を添付すること。
- 3 図に文字は挿入しないこと。
- 4 創作に限る。  
なお、自作でない作品、発表済みの作品、あるいは他の作品の模倣・類似の作品と認められる場合には、入賞作品（最優秀、優秀、入選及び佳作及びぎふ木育賞（優秀、佳作））として決定した後においても取り消す場合がある。
- 5 使用する用紙は、画用紙（ケント紙を含む）又は紙製ボードで、サイズは原則縦51cm・横36cm（B3判）又は四ッ切（縦54.5cm・横39.4cm）とし、縦画（縦長）とする。なお、パネルは用いないこと。
- 6 用紙の裏面には、画題（植樹、育樹、環境緑化、ぎふ木育等）、市町村名、学校名、学年及び氏名を明記し、ふりがなを付ける。また、制作の意図を簡潔に記載すること。
- 7 応募点数については、一人で複数の応募が出来るものとする。
- 8 応募作品の中に、他人が著作権を持つ著作物等が含まれている場合には、応募者の責任において、その著作物等について著作権者等から応募のための複製等の利用承諾を得るものとする。また、人の肖像等を利用する場合についても同様とする。

## 第2 応募資格

岐阜県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校」という。）に在籍する児童・生徒に限る。

## 第3 応募期限及び応募先

- 1 学校長は、学年別に優秀な作品3点以内（4クラス以上の学年にあつては、クラス数までの点数以内）を選び、応募フォーム「令和5年度岐阜県緑化運動ポスターコンクール応募申請書」に入力のうえ、令和5年9月11日（月）までに、区域を管轄する農林事務所長（以下「農林事務所長」という。）へ送付する。
- 2 農林事務所長は、応募作品を取りまとめ、令和5年9月25日（月）までに、岐阜県林政部森林活用推進課へ送付する。

## 第4 審査及び賞状の授与

- 1 応募された作品は、岐阜県林政部森林活用推進課でとりまとめ、専門的知識、経験を有する審査員により審査し、小学校低学年、小学校高学年、中学校及び高等学校の部門別（義務教育学校の前期課程は小学校の部門に、後期課程は中学校の部門に、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部は、それぞれ該当の各部門に含む。以下同じ。）に、最優秀、優秀、入選、佳作及びぎふ木育賞（優秀、佳作）を選定する。なお、それぞれの選定数は別表のとおりとする。
- 2 審査の結果は、農林事務所長を経由して、学校長から、本人に通知する。
- 3 入賞者（最優秀、優秀、入選、佳作及びぎふ木育賞（優秀、佳作））の賞状及び副賞は、農林事務所長を経由して、学校長から、本人に授与する。
- 4 参加者については、農林事務所長を経由して参加賞を送付する。

## 第5 国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集への推薦

（公社）国土緑化推進機構が行う国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集（以下「中央コンクール」という。）には、小学校、中学校及び高等学校の部門別に、最優秀、優秀及び入選の中から推薦する。

## 第6 入賞・応募作品の取扱い

- 1 岐阜県は、令和7年1月末まで、緑化及びぎふ木育の普及啓発を図るため、入賞作品を下記のとおり利用できるものとする。
  - ア 印刷物に掲載のうえ、複製し、県民等へ配布すること。
  - イ 岐阜県ホームページに掲載し、無料で配信すること。
  - ウ 公共の場へ展示すること。
 ただし、上記期間経過後も、次の目的のため岐阜県は入賞作品を複製することができる。
  - ・緑化及びぎふ木育の普及啓発を図るため、岐阜県ホームページへ掲載するため。
  - ・コンクールの記録として保存するため。



また、入賞作品のうち中央コンクールに推薦して入選した作品の取扱いについては、同コンクールの規程によるものとする。

なお、中央コンクールに推薦して選外となった作品については、令和7年2月末までに農林事務所長を経由して返却する。

- 2 入賞作品の画像データ、入賞者の表彰区分、画題、市町村名、学校名、学年、氏名を岐阜県ホームページで公表するとともに、マスコミへ情報提供する。

なお、画題、市町村名、学校名、学年、氏名については、本要領第2章第1の6記載の内容とし、画題、市町村名、学校名、学年、氏名の表示を希望しない場合は、入賞作品として決定した後、岐阜県林政部森林活用推進課へ申し出ること。

- 3 岐阜県が入賞作品を利用するにあたり、その利用形態に応じて入賞作品の拡大・縮小、色調の変更、一部切除・結合などの改変を加えることができる。

ただし、岐阜県は、これらの改変であっても、入賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとする。

- 4 岐阜県は前項以外の改変を行う場合は、予め入賞者の承諾を得るものとする。

- 5 入賞・応募作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利とする。以下同じ。）は受賞・応募者に帰属する。

- 6 入賞作品（中央コンクール入選作品を除く。）については、令和7年2月末までに農林事務所長を経由して返却する。

選外作品は審査終了後に農林事務所長を経由して、令和6年2月末までに返却する。

- 7 応募により収集する氏名等の個人情報は、「岐阜県緑化運動ポスターコンクール」に関する以外に使用しない（法令等により開示を求められた場合はこの限りではない。）。

参考：国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集要領より抜粋

8. その他

- (1) 入選作品の著作権は国土緑化推進機構に帰属する。また、応募作品は原則として返却しない。
- (2) 国土緑化運動・育樹運動用ポスター原面に採用された作品については、必要に応じ修正を加えることがある。
- (3) 入選作品は、緑化思想の普及啓発を図るため、ポスター以外にも使用することがある

別表

区分	小学校		中学校	高等学校
	低学年	高学年		
最優秀	1	1	1	1
優秀	2	2	2	2
入選	3	3	3	3
佳作	若干	若干	若干	若干
ぎふ木育賞 優秀	1	1	1	1
ぎふ木育賞 佳作	若干	若干	若干	若干